

毎週火、金曜日発行(但休日相当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和三十一年度に係る県営大山放牧場の
定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第九十五号
地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十一年度
にかかる県営大山放牧場の定期監査を執行したので、そ
の結果を次のとおり公表する。

昭和三十二年九月二十四日

鳥取県監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎
同 小 谷 善 高

同 上 根 政 幸

監査箇所 執行年月日

県営大山放牧場 昭和三十一年八月二日

鳥取県監査委員 松 本 利 治

同 萩 原 治 郎

同 上 根 政 幸

本放牧場は昭和二十三年当時の鳥取県馬匹組合が経営し
ていたものを該組合の解散によつて、これを県が引継ぎ
爾後県営放牧場として運営してきているので、その後の
運営管理状況につき今回現地監査を実施した。
その結果は次の通りである。

一 沿革

本放牧場は旧陸軍軍馬補充部が放牧地として使用して
いたものを営林財産に移管され、その後当時の鳥取県
馬匹組合が借受け使用中、該組合の解散によつて県が

引継ぎ昭和二十四年から放牧開始し、現在に至つてい
るものである。

二 所在地及び面積

大山町上楨原 国有林地 二二二、九三ヘクタール
溝口町水舞原 " 一四九、三四ヘクタール

三 設置目的

従つて県は、県下の模範放牧場として一般家畜の預託
放牧を実施し、家畜飼養の合理化と体型資質の向上を
図り、併せて牧場に関する認識を昂揚することを目的
としている。

四 放牧場管理並びに運営状況

1 設立後の運営管理に当つては直接本庁主務課が当
り、管理人を常駐せしめていたが、三十年七月管理
人を廃止し更に昨年五月から放牧場長を山陰酪農講
習所長の兼務とし、季節的雇傭人夫によつて運営し
ている。

2 預託入牧期間は毎年六月下旬から十月下旬までの
四ヶ月間で、入牧料は現在牛馬一頭一日当り二十円

を徴収している。

3 累年における入牧状況は

昭和	和牛	乳牛	馬	計頭
二十四年	1	1	30	30
二十五年	57	29	57	143
二十六年	61	21	54	136
二十七年	41	6	52	99
二十八年	27	3	71	101
二十九年	44	3	63	110
三十年	85	10	34	129
三十一年	14	1	24	39
三十二年	15	3	13	31

五 累年における投資した経費(千円以下略)

年度別

昭和	決算額 千円	入牧料 千円
二十四年	九六八	一五
二十五年	四二一	六一
二十六年	四九三	九五
二十七年	三五一	九八
二十八年	七七〇	一五六
二十九年	八六八	一五四
三十年	三九五	一四〇
三十一年	二六三	六四
三十二年	三六七(予算額)	

六 監査結果から見た意見

以上本放牧場の概況を述べたのであるが、

(一) 本放牧場は国有林地であつて立木の密生地帯が多
く、しかも荆棘、灌木地である関係上、これが間伐、
除去等に制限を受け、ために現状が放牧場としての
立地条件と遊離している。

(二) 放牧場設備、或いは草生改良策が充分でない。

(三) 入牧関係町村等で牧場運営協議会を設けているが、

その協力が極めて消極的である。

等々種々運営上のあい、路があつて今日の不振を招き、
ひいては経済効果は挙つていない。従つて県は、先づ
国に対し用地の所屬替或いは廉価私下移管を要請し、
県の牧場計画による自由利用の状態に置くことが先決
問題である。またこれと併せ、山陰酪農講習所、種畜
場との有機的結合による酪農建設基地の設定更には、
観光牧野の導入等加味した諸施策如何によつては本放
牧場の意義があるものと思考するので、県はこの際根
本的に慎重検討を加え、適切な措置を講ぜられるよ
う要望する。